

文京区保育所設置認可等事務取扱要綱

2024文字幼第8828号令和7年3月31日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第42号。以下「条例」という。）その他法令の定めるもののほか、区の区域内（以下「区内」という。）の保育所の設置認可及び認可の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

(設置経営主体)

第2条 民間保育所（以下「保育所」という。）の設置経営主体は、社会福祉法人その他多様な主体とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 財務内容が適正であること。
- (2) 直近の会計期間において、当該経営主体の全体の財務内容が債務超過（負債が資産を上回っている状況をいう。）となっていないこと。
- (3) 3年連続して損失を計上していないこと。

2 社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置経営主体となる場合は、保育所の設置認可等について（平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知）第1の3の(3)の定めるところによるものとする。

(定員)

第3条 保育所の総定員は、20人以上とする。

- 2 保育所は、定員の範囲内で児童を受け入れることを基本とする。ただし、条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、待機児童解消等のために区長が必要があると認めた場合に限り、定員を超えて保育を実施することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、保育所が文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年12月文京区条例第44号）第3条第2号に規定する保育所型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項第2号の規定により、定員のほかに、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児以外の満3歳以上の幼児を入所させることができる。
- 4 保育所は、待機児童解消等のために区長が必要があると認めた場合を除き、各年

齡において、設置認可時に定めた定員を超える定員を設定することはできない。

(建物及び設備の基準)

第4条 保育所の構造及び設備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、条例その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

2 保育所は、前項に規定する構造及び設備について、採光、換気等入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、条例に定めるもの並びに次に掲げる基準による設備を有し、適切に運営しなければならない。

(1) 基準設備、面積等については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たすこと。

区 分	要 件
乳児室又はほふく室	条例第48条第2号又は第3号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	条例第48条第6号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等内への設置も可とする。
屋外遊戯場	条例第48条第6号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）として確保すること。
調理室、便所	定員に見合う面積及び設備を有すること。

(2) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。

(3) 設置者は、別紙に定める保育所における室内化学物質対策実施基準に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設すること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室（以下「保育室等」という。）並びに医務室がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I s

値0.7以上、かつ、q値1.0以上又はC t u S d値0.3以上、木造の建築物にあってはI w値が1.1以上であることが確認された建築物であること。

(5) 条例第49条の規定により、満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行う場合には、保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところによること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たしていること。

3 全ての乳児室、ほふく室及び保育室に床暖房、温水仕様の手洗い器を設置するよう努め、児童用のトイレは暖房便座とするよう努めること。

（職員）

第5条 職員配置基準は、別表第1のとおりとする。

2 保育所に施設長を置くものとし、別表第2に定める施設長要件を具備する専任又は専任に準ずる者であることとする。

3 前項の専任又は専任に準ずる者は、常時実際にその保育所の運営管理の業務に従事し、かつ、有給（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により施設型給付に係る施設として区長から確認を受けた保育所（以下「給付対象施設」という。）にあっては、委託費から給与支出が行われていることをいう。）のものでなければならない。この場合において、2以上の施設又は他の業務と兼務し、保育所長として職務を行っていない者は、施設長に該当しないものとする。

4 施設長と設置経営主体代表者の兼任については、別表第2に定める施設長要件及び兼任要件を満たし、かつ、当該法人における実施事業が当該保育所のみの場合又は当該保育所が開設した後である場合に限り、兼任しても差し支えないものとする。

5 保育所には、看護師又は保健師を配置するよう努めなければならない。ただし、0歳児の定員設定がある保育所には、看護師又は保健師を配置するものとする。

6 職員について、原則として、同一年度内における異動を行わないよう努めなければならない。

（夜間保育所の設置）

第6条 夜間保育所の設置認可については、夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び夜間保育所の設置認可等の取扱いについて（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保

育課長通知)の定めるところによるものとする。

(分園の設置)

第7条 保育所の設置者は、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に、保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)に定める要件を具備する場合に、分園を設置することができる。

2 分園を設置しようとする保育所の設置者は、基本計画の段階等において区と事前に協議し、第14条に規定する内容変更届を提出しなければならない。

(衛生管理)

第8条 保育所の設置者は、衛生管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 入所児童が使用する設備、遊具等は、安全かつ衛生的に管理すること。
- (2) 必要な医薬品その他の医療品を備えること。
- (3) 調理又は調乳を行う者については、児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について(平成13年8月1日付雇児発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。

(国庫負担金の支出における要件)

第9条 給付対象施設にあっては、子ども・子育て支援法第68条第1項の規定による国庫負担金の支出において、国が定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足するものとする。

(保育所の設置認可の手続)

第10条 保育所の設置認可を受けようとする設置経営主体は、法第35条第4項並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。)第37条第2項及び第3項の規定により、次条及び第12条に定めるところにより申請を行わなければならない。

2 設置経営主体は、設置認可の審査に必要な書類の提出について、区の指示に従わなければならない。

3 設置経営主体は、保育所の設置に係る提案等をしようとするときは、この要綱に基づく認可申請を行う前に、別に定めるところにより、区に事前協議を行わなければならない。

(計画承認申請)

第11条 保育所の設置認可を受けようとする設置経営主体は、計画の承認を受ける

ため、計画承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区に提出しなければならない。ただし、第1号アからエまでに掲げる書類については、事前協議の際に提出されたものと変更がない場合は提出を省略することができる。

(1) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類

ア 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの。次条第2号アにおいて同じ。）

イ 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの。以下同じ。）

ウ 建物の平面図

エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。以下同じ。）

オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、既存建築物を活用する場合において、検査済証を紛失している場合にあっては当該検査済証に代えて台帳記載事項証明書を、検査済証の交付を受けていない場合にあっては次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書類を提出すること。

(ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した書類

(イ) 建築基準法第12条第5項の規定による報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した書類

(ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した書類

カ 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類

(2) 保育所運営規程（条例第21条第2項に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程及び条例第24条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているものをいう。以下同じ。）

(3) 設置者の状況に関する次に掲げる書類。ただし、社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあっては次のアからケまで及びサに掲げる書類に限る。

ア 法人の登記事項証明書

イ 定款又は寄附行為の写し（法人の場合に限る。以下同じ。）

ウ 印鑑証明書

エ 法第35条第5項の基準に関する誓約書（別記様式第2号）

- オ 資金計画書
 - カ 当該保育所の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。）
 - キ 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）
 - ク 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
 - ケ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
 - コ 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置者が新規設立法人の場合に限る。）
 - サ 預貯金の残高証明書（計画承認申請書の提出期限の2か月前以降の時点の残高のもの）
 - シ 納税証明書（別に定める内容のもの）
- (4) 保育所認可申請概要（計画承認）（別記様式第3号）
- (5) その他区長が必要があると認めた書類
- （認可申請）

第12条 保育所の設置認可を受けようとする設置経営主体は、法第35条第4項並びに法施行規則第37条第2項及び第3項の規定により、児童福祉施設設置認可申請書（文京区児童福祉法施行細則（昭和40年3月文京区規則第15号。以下「規則」という。）別記様式第67号）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区に提出しなければならない。

- (1) 職員に関する次に掲げる書類
- ア 職員の構成（別記様式第4号）
 - イ 職員の履歴書の写し（嘱託医及び調理員（条例第50条第1項ただし書の規定により調理員を置かない保育所に限る。）を除く。）
 - ウ 職員の保育士証若しくは、小学校教諭、幼稚園教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）又は栄養士免許証、管理栄養士免許証若しくは調理師免許証の写し（当該資格等を有する者に限る。）
 - エ 医師の免許証の写し
 - オ 看護師又は保健師の免許証の写し（配置する場合に限る。）
 - カ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合にあっては調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合にあっては外部搬入に係

- る 契約書の写し
- キ 別表第2に定める施設長要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明等）
- ク 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（別記様式第5号）（設置経営主体代表者が施設長を兼任する場合に限る。）
- ケ 別表第1の1(4)に該当することを証する書類（条例付則第10項及び第12項を適用する場合に限る。）
- (2) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類
 - ア 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）
 - イ 施設の配置図
 - ウ 建物の平面図
 - エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
 - オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、既存建築物を活用する場合において、検査済証を紛失している場合にあっては当該検査済証に代えて台帳記載事項証明書を、検査済証の交付を受けていない場合にあっては次の(ア)から(ウ)までのいずれかを提出すること。
 - (ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した書類
 - (イ) 建築基準法第12条第5項の規定による報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した書類
 - (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した書類
 - カ 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による条例第48条第8号を満たしていることを証する書類
 - キ 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
 - ク 土地又は建物の登記事項証明書。ただし、認可申請時に登記がなされていない場合には、別に定める日までに提出すること。（土地又は建物が自己所有の場合に限る。）
 - ケ 土地若しくは建物の貸与、使用許可又は使用承認を受けていることを証する書面及び国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日付雇児

発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知。以下「要件緩和通知」という。)により実施していることを証する書面(土地又は建物が自己所有でない場合に限る。)

コ 東京都火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第56条の2の規定による届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し

サ 保育所における室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果(厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。以下同じ。)

シ 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

(3) 保育所の運営方針に関する次に掲げる書類

ア 保育所運営規程

イ 就業規則(給与規程等を含む。)

ウ 重要事項説明書等(利用者及び利用を検討している者に配付するものであつて、条例第21条第2項に規定する施設の運営についての重要事項に関する規定及び条例第24条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているものをいう。)

エ 当該保育所を利用する児童に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し

(4) 設置者の状況に関する次に掲げる書類。ただし、社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあつては次のアからコまで及びシに掲げる書類に限る。

ア 法人代表者の履歴書

イ 法人の登記事項証明書

ウ 定款又は寄附行為の写し

エ 印鑑証明書

オ 法第35条第5項の基準に関する誓約書

カ 資金計画書

キ 当該保育所の今後5年間の収支予算書(当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。)

ク 直近3年間の決算報告書(監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの)

ケ 設置者全体の今後5年間の収支(損益)予算書

コ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済(償還)計画

サ 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置者が新規設立法人の場合に
限る。）

シ 預貯金の残高証明書（設置申請書の提出期限の1か月前以降の時点の残高の
もの）

ス 納税証明書（別に定める内容のもの）

(5) 保育所施設概要（別記様式第6号）

(6) その他区長が必要であると認めた書類

（公私連携型保育所の設置の届出）

第13条 法第56条の8第1項の規定により公私連携保育法人の指定を受けた法人
が同項に規定する公私連携型保育所を設置するに当たり、同条第3項の規定による
届出を行うときは、公私連携型保育所設置届（規則別記様式第68号）に前条各号
に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区に提出するものとする。

（内容変更の手続）

第14条 保育所（公私連携型保育所を含む。以下同じ。）の建物その他設備の規模、
構造、配置及び定員等の運営方法、代表者、施設長等を変更しようとする設置経営主
体は、法施行規則第37条第5項又は第6項の規定により、児童福祉施設内容変更届
（規則別記様式第71号。以下「変更届」という。）に、次に掲げる変更内容の区
分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、変更しようとする20日前までに区に
提出しなければならない。この場合において、改築、増築又は大規模改修を行う場
合にあつては、基本計画の段階等において区と事前に協議を行わなければならない。

(1) 名称の変更 区長が必要があると認めた書類

(2) 所在地（住所）表示の変更 区から発行される住居表示変更の通知

(3) 設置者の名称の変更 印鑑証明書（事後提出）

(4) 設置者の代表者の変更 次に掲げる書類

ア 印鑑証明書（事後提出）

イ 法人代表者の履歴書

ウ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（変更に伴い施設長と
の兼任になる場合に限る。）

(5) 設置者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更 印鑑証明書（事
後提出）

(6) 土地又は建物の規模構造及び使用区分の変更（保育室等の設置位置等の変更を
含む。）並びに屋外遊戯場の変更 次に掲げる書類

- ア 建物・土地の状況（別記様式第7号）
- イ 変更前及び変更後の施設の配置図
- ウ 変更前及び変更後の施設の建物の平面図
- エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
- オ 一級建築士による条例第48条第8号を満たしていることを証する書類（保育室等を2階以上に新たに設置する場合に限る。）
- カ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。）
- キ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること（自己所有物件の場合であって、土地又は建物の規模構造に変更がある場合に限る。）。
- ク 保育所における室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果（工事を伴う建物の変更の場合に限る。）
- ケ 土地若しくは建物の貸与、使用許可又は使用承認を受けていることを証する書面
- コ 国又は地方公共団体を除く者から貸与を受ける場合には、要件緩和通知により実施していることを証する書面（自己所有でない土地又は建物を新たに活用する場合に限る。）。
- サ 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

(7) 定員又は年齢区分の変更 次に掲げる書類

- ア 職員の構成（利用定員を定員と異なる人数に設定している場合は、児童定員の欄に利用定員を記載すること。）
- イ 保育所施設概要（施設の名称、定員、保育室等の面積及び屋外遊戯場の面積のみ記載すること。）

(8) 施設長の変更 次に掲げる書類

- ア 施設長の履歴書
- イ 保育所施設概要（施設の名称及び該当する項目のみ記載すること。）
- ウ 別表第2に定める施設長要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明等）
- エ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（設置経営主体代表者が施設長を兼任する場合に限る。）。

(9) 調理業務に関する変更 次に掲げる書類

ア 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合に限る。）

イ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び外部搬入先を変更する場合に限る。）

2 前項第8号の施設長の変更については、別表第2に定める施設長要件の趣旨を十分勘案の上行わなければならない。

3 分園を設置しようとする保育所の設置経営主体は、法施行規則第37条第5項又は第6項の規定により、区長が指定する日までに、変更届に次に掲げる書類を添付し、区に提出しなければならない。この場合において、改築、増築、大規模改修を行う場合は、基本計画の段階等において区と事前に協議を行わなければならない。

(1) 職員の構成

(2) 建物・土地の状況

(3) 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等の周辺環境及び本園の位置が分かるもの）

(4) 施設の配置図

(5) 建物の平面図

(6) 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図

(7) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、既存建築物を活用する場合において、検査済証を紛失している場合にあっては当該検査済証に代えて台帳記載事項証明書を、検査済証の交付を受けていない場合にあっては次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書類を提出すること。

(ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した書類

(イ) 建築基準法第12条第5項の規定による報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した書類

(ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した書類

(8) 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し

(9) 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日の直前の開庁日までに提出すること。（自己所有物件の場合に限る。）

- (10) 一級建築士による条例第48条第8号を満たしていることを証する書類（保育室等を2階以上に設置する場合に限る。）
- (11) 土地若しくは建物の貸与、使用許可又は使用承認を受けていることを証する書面
- (12) 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）により実施していることを証する書面（土地又は建物が自己所有でない場合に限る。）
- (13) 東京都火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し
- (14) 保育所における室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果
- (15) 第4条第2項第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類

4 前項第1号及び第2号に掲げる書類は本園と分園を別に作成し、第2号に掲げる書類は本園と分園を合わせたものについても作成し、提出するものとする。

（保育所の廃止又は休止）

第15条 保育所の設置経営主体は、当該保育所に在籍する児童がいる間においては、当該保育所を廃止し、又は休止することができない。ただし、在籍する全児童の保護者から書面による同意を得た場合は、この限りでない。

2 保育所を廃止し、又は休止（原則として1年を超えない期間の停止をいう。以下同じ。）しようとする設置経営主体は、廃止し、又は休止しようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区長に協議しなければならない。

3 建物設備について、国庫、都又は区から補助を受けた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ書面により区長に協議しなければならない。

（保育所の廃止又は休止の手続）

第16条 保育所を廃止し、又は休止しようとする設置経営主体は、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（規則別記様式第72号）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、提出しなければならない。

- (1) 財産処分の方法
- (2) 職員の退職後の状況

（再開）

第17条 法第35条第12項の規定による休止の承認を受けた保育所の設置経営主体は、当該保育所を再開しようとするときは、児童福祉施設（保育所）再開承認申

請書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに、区に提出しなければならない。

(1) 職員の構成

(2) その他区長が必要があると認めた書類

2 前項の規定により保育所を再開しようとする設置経営主体は、再開しようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区長に協議するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に認可を受けている施設であって、第4条第2項第2号に規定する基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該基準は適用しない。この場合において、増築又は大規模改修を行う場合にあっては充足するよう努め、改築を行う場合にあっては充足させることとする。

3 この要綱の施行の際、既に認可を受けている施設であって、第4条第2項第4号に規定する基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該基準は適用しない。この場合において、速やかに耐震診断及び必要に応じた耐震改修の実施に努めるとともに、増改築又は大規模改修を行う場合は、耐震診断及び必要に応じた耐震改修を併せて行うこととする。

4 この要綱の施行の日前において現に施設長である者を施行の日以後に引き続き当該保育所の施設長に置く場合、別表第2に規定する基準については、適用しない。

別表第1（第5条関係）

職員配置基準

<p>1 保育に直接従事する職員</p>	<p>(1) 保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数（保育所の開設後において、子ども・子育て支援法に基づき定める利用定員（以下「利用定員」という。）を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数。以下「基準職員数」という。）とする。</p> <p>(計算式)</p> <p>条例第50条第2項に規定する児童の年齢別に、同項に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とすること。ただし、利用定員について員数を算出する場合には、利用定員を同項に規定する児童の年齢別に当てはめた上で、上記の計算式により算出すること。</p> <p>(2) 開所時間中における保育に直接従事する職員の配置は、次のとおりとする。</p> <p>ア 保育に直接従事する職員の総数は、現に登園している児童に対して前号に定める計算式により算定した数以上の数とする。</p> <p>イ 常勤の保育士のうち、法第18条の18第1項の登録を受けた者又は条例付則第5項に定める者が各組や各グループに1人以上（乳児を含む組やグループに係る前号と同様の方法により算定された保育士の数が2人以上の場合にあっては、2人以上）配置されていること。</p> <p>ウ 常勤の保育士とは、次の(ア)から(エ)までの全ての要件も満たす者とする。</p> <p>(ア) 期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。</p> <p>(イ) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号の規定により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であること。</p> <p>(ウ) 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1カ月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達している者又は1日6時間以上かつ月20日以上のものであって、常態的に勤務していること。</p> <p>(エ) 当該保育所（一括適用の承認を受けている場合にあっては、本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者である</p>
----------------------	--

こと。

(3) 保育に直接従事する職員は、児童を長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保するものとする。

(4) 条例付則第10項及び第12項の「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次のアからウまでに掲げるものとする。

ア 法第7条第1項に規定する児童福祉施設、法第6条の3第8項、第10項若しくは第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）又は区が独自に行う保育施設・事業であって区長が適当と認める施設・事業のいずれかにおいて、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者（継続して勤務した期間中の勤務実績が、少なくとも月平均80時間以上である者に限る。）

イ 法第6条の3第9項に定める家庭的保育者

ウ 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修をいう。）を修了した者

(5) 条例付則第11項の規定を適用する場合には、原則として、小学校教諭の普通免許状を有する者が行う保育は5歳以上の幼児、幼稚園教諭の普通免許状を有する者が行う保育は3歳以上の幼児を対象とするものとする。

(6) 条例付則第12項の規定は、保育所が8時間を超えて開所する日において、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、前号に掲げるものを、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。

(7) 条例付則第13項の規定により配置する保育士は、常勤とする。

(8) 条例付則第10項に規定する都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに条例付則第11項及び第12項の規定により保育士とみなされる者（以下「みなし保育士」という。）は、当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。

(9) 過去3年以内に、法第46条第3項の規定による改善の勧告又は改善の命令を受けた保育所は、条例付則第10項から第12項までの規定による特例を適用することができない。

(10) 条例付則第11項又は第12項の規定による特例を適用する設置者は、みなし保育士の保育士資格取得支援に努め、条例付則第1

	<p>0項若しくは第12項の規定の適用を受ける者又は条例付則第11項の規定の適用を受ける者であって保育に従事したことがないものに対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこととする。</p> <p>(1) 留意すべき事項</p> <p>ア 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。</p> <p>イ 短時間勤務労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。</p> <p>ウ 法第48条の4第1項の規定により、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。</p>
2 調理員	<p>条例第50条第1項ただし書の規定により調理業務の全部を委託する場合にあっては、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによること。</p>

別表第2（第5条関係）

施設長要件等

1 施設長要件	<p>保育所の施設長となる者は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、第1号から第4号までのいずれかの要件を満たしており、かつ、常勤の者とする。ただし、第6条に規定する夜間保育所の施設長は、原則として、保育士の資格を有する者であること。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設において、次に掲げる職に2年以上従事した者</p> <p>ア 施設長の職</p> <p>イ 月120時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に直接従事する職員の職</p> <p>(2) 保育士であって、次のアからオまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 保育所又は幼保連携型認定こども園において、月120時間以上、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。ただし、幼保連携型認定こども園の場合にあっては、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。</p> <p>イ 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。</p> <p>ウ 子ども・子育て支援法第7条に定める地域型保育事業のうち小規模保育事業又は事業所内保育事業の運営責任者（施設長に</p>
---------	---

	<p>類する者)として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。</p> <p>エ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。</p> <p>オ アからエまでに準ずる者であって、区長が適当であると認めたもの</p> <p>(3) 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者で、国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者(次号において「保育所長研修修了者」という。)</p> <p>(4) 前3号に掲げる者に準ずるものであって、区長が適当であると認めた者(保育所長研修修了者に限る。)</p> <p>(5) 常勤の者とは、次のアからエまでの全ての要件を満たす者とする。</p> <p>ア 期間の定めのない労働契約を結んでいること(1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。)</p> <p>イ 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が当該保育所であること。</p> <p>ウ 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達している者又は1日6時間以上かつ月20日以上のものであって、常態的に勤務していること。</p> <p>エ 当該保育所(一括適用の承認を受けている場合にあつては、本社等)を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p>
<p>2 施設長と設置経営主体代表者の兼任要件</p>	<p>(1) 設置経営主体に関して公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。</p> <p>(2) 他に適当な人材を求めることが困難であること。</p> <p>(3) 当該者が常勤、非常勤を問わず、他に有給の職を有していないこと(他の団体役員等で、その職務上、設置経営主体の運営に支障がないと認められる場合を除く。)</p> <p>(4) 第1号の要件を具備しているかどうかの判断は、次の「社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保についての判断基準」により行うものとする。なお、社会福祉法人以外の設置経営主体については、これに準ずるものとする。</p> <p>【社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保についての判断基準】</p> <p>ア 理事会構成が適正であること。</p> <p>(ア) 理事が適格性を備えている。</p> <p>(イ) 適正な選任手続きにより選任されている。</p>

	<p>(ウ) 任期が明確である。</p> <p>(エ) 欠員がない。</p> <p>イ 理事会が適正に運営されていること。</p> <p>(ア) 要議決事項の審議議決が適正に行われている。</p> <p>(イ) 年間5、6回開催されていること。</p> <p>ウ 監事の業務執行状況が適正であること。</p> <p>(ア) 理事の業務執行状況の監査が適正に行われている。</p> <p>(イ) 法人の財産状況の監査が適正に行われている。</p> <p>エ 保育所の運営が適正に運営されていること。</p> <p>(ア) 独善的、非民主的な運営が行われていない。</p> <p>(イ) 施設長としての職責を十分果たしている。</p> <p>(ウ) 意図的な不適正支出等があった場合、その当事者でないこと。</p> <p>オ 今後も引き続き上記要件を満たすことが期待できること。</p> <p>(5) 福祉サービス第三者評価を受審すること。</p>
--	--